

全日本リレー大会に関する要望 及び 各県スポーツ協会の加盟に関する意見

標記の件について、下記のとおり、全日本リレー大会のクラスに関する要望、および各県スポーツ協会（各県体育協会）の加盟に関して意見を申し上げます。

【全日本リレー大会選手権クラスへの各会員からの派遣チーム数について】

全日本リレー大会選手権クラスへの各会員からの派遣チーム数について上限を定めることを要望します。

全日本リレー大会はいろいろな目的を持って（効果を期待して）開催されていますが、その中には「各会員（特に地方会員）の活性化」「国スポで正式種目になり得る競技種目があることのアピール」が含まれており、その具現化として、なるべく多くの会員が選手権クラスにチームを派遣し、都道府県単位で成績を付けていると認識しています。

現在、各会員から選手権クラスへの派遣チーム数に上限はありません。これは全日本リレー大会が恒常的に赤字だったことから、参加チーム数を増やす施策として各会員から複数のチームを派遣できるように変更されました。そのため強豪県に競技者登録している競技者は、わざわざ「ふるさと登録」の制度を使って地方会員から全日本リレーに参加する必要がなくなり、さらに地方の大学生で強豪県を「ふるさと登録」している競技者は強豪県の方が簡単にチームを組めるため、強豪県から参加する事例も見受けられます。これは各会員の活性化という目的に逆行し、さらに日本国内ではオリエンテーリングが一部の県でのみ普及しているようにみえる結果となります。是非、多くの会員から選手権クラスにチームが派遣されるようご検討ください。

【ふるさと登録先の条件について】

ふるさと登録先の条件について、「競技者登録に関する施行細則」1項の撤廃もしくは要件を緩和することを要望します。

全日本リレー大会における「ふるさと登録」は競技委員会が定めた制度であり、地方会員においては競技者登録者そのものが少なくチームを組めないことから正規チームの増加およびリレー競技の活性化を目的として導入されました。そのふるさと登録先は、「競技者登録に関する規則」3項および「競技者登録に関する施行細則」1項に該当する会員とされています。

「競技者登録に関する規則」3項：競技者は、原則として、以下の(1)、(2)のいずれかに該当する都道府県会員に登録することができる。

(1) 居住地または勤務地（学生・生徒にあっては学校所在地）

(2) 学生（大学・大学院・専門学校等）に限り出身高等学校所在地

ただし、(1)、(2)に該当しない場合でも、都道府県会員が妥当と認めればその都道府県会員に登録することができる。

「競技者登録に関する施行細則」1項：「競技者登録に関する規則」3.1項における都道府県会員が妥当と認める範囲は、以下を基準とする。

- (1) 都道府県会員に所属するクラブ員であること
- (2) 過去において居住、勤務または就学していたこと

上述するふるさと登録先の条件では、地方会員がチームを組めるようにする施策としては効果が薄く、今年度全日本リレー大会を開催する秋田県協会では開催県であるにも関わらず、チーム派遣ができる見込は立っていません。広く地方会員からチームが派遣され、日本全国でオリエンテーリングが普及する一助となるようにご検討ください

【全日本リレー大会のX Vクラスよりさらに上の年齢のクラス設定について】

全日本リレー大会のX Vクラスよりさらに上の年齢のクラスを設定することを要望します。

前述のとおり全日本リレー大会でより多くの会員が選手権クラスにチームを派遣するにあたり、特に地方会員においては高齢者だけでチームを組むことも多くあります。

現在のX Vクラスは65歳以上の設定になっていますが、75歳以上など、より高齢者も参加して楽しめるクラス設定を望みます。なお、当事者からはコースは65歳と同じでクラスのみ分ける（ウィニングタイムを延ばす）ことでもよい。という意見があることも踏まえてご検討ください。

【各県スポーツ協会（各県体育協会）の加盟について】

各県スポーツ協会に加盟している会員に対して特別な配慮をすることについて、および未加盟の会員に対して加盟の支援をすることについて意見します。

今回のブロック会議では秋田県協会が秋田県スポーツ協会を脱退することを考えている事が表明されました。J O A 理事会はこの件についてどのように考えるのか、ご意見をお伺いしたく存じます。

J O A は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下 J S P O）の加盟団体で、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下 J O C）の承認団体です。そして 2023 年 11 月下旬に J S P O より正加盟・準加盟競技団体が加盟要件を満たしているかの調査が実施されています。

J S P O 加盟申請審査要項には以下のように書かれています。

I. 加盟競技団体（加盟団体規程第 2 条第 1 号）

3. 組織機構の内容（整備状況、健全性）

- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 2 条に規定する公益社団法人または公益財団法人であること。
- (4) 当該団体に加盟する都道府県組織の設置状況が以下の基準に基づいていること。なお、競技特性や地理的条件（地形、気候や人口の違い）等を勘案することができるものとする。
 - 1) 24 以上の関連都道府県組織の整備実績を有すること。
 - 2) 上記 1) の関連都道府県組織のうち、8 以上の都道府県体育・スポーツ協会の加盟実績を有すること。

- 3) 上記 2) の都道府県体育・スポーツ協会の加盟実績が、8 ブロック (①北海道・東北、②関東、③北信越、④東海、⑤近畿、⑥中国、⑦四国、⑧九州) のうち 4 ブロック以上に分布していること。

つまり J O A が J S P O に正加盟するためには、都道府県協会の正会員が 24 会員以上で、その上 8 会員が都道府県体育・スポーツ協会の加盟しており、かつ 4 ブロックに分布している必要があります。

現在、都道府県体育・スポーツ協会に加盟している正会員は、①北海道・東北ブロック：北海道、岩手県、秋田県、福島県の 4 県、②関東ブロック：神奈川県の 1 県、③北信越ブロック：石川県の 1 県、④東海ブロック：愛知県の 1 県、⑤近畿ブロック：京都府、和歌山県の 2 県、⑥中国ブロック：なし、⑦四国ブロック：なし、⑧九州ブロック：なし、となっており、9 会員がスポーツ協会に加盟しており 5 ブロックに分布しています。

もし秋田県協会が秋田県スポーツ協会を脱退したとしても、上記の態勢には大きな影響がないかもしれませんが、J O A としてそれで良いのでしょうか？今後さらなる脱退があった場合、加盟要件を満たせなくなることも考えられます。J O A が J S P O の正加盟団体でなくなった場合にはいろいろなところで問題が発生することも考えられます。例えば、現在活用している「くじ助成」ですが、助成を受けられなくなる可能性もあるのではないのでしょうか？

現在の J O A の地位 (社会的信用) を担保しているのが J S P O の正加盟だと考えるならば、J S P O の加盟要件を維持するためにも、各道府県スポーツ協会に加盟している会員に対して特別な配慮をすること (例：支援金の配付など) や、また、都府県スポーツ協会への加入条件と合致しない等の課題があるのは承知していますが、未加盟の会員に対して加盟を推進する働きかけを積極的に行うよう意見申し上げます。

2026 年 5 月 29 日

要望発起人

オリエンテーリング北海道・東北ブロック連絡協議会

北海道・東北ブロック理事 信原靖 ・ 千葉望央

要望賛同者

北海道オリエンテーリング協会 会長 滝久美子

青森県オリエンテーリング協会 会長 久道達夫

岩手県オリエンテーリング協会 会長 三ヶ田礼一

宮城県オリエンテーリング協会 会長 原嶋公志

秋田県オリエンテーリング協会 会長代理 山下友宏

山形県オリエンテーリング協会 会長 渡辺里香

福島県オリエンテーリング協会 会長 廣田雅幸